

個人情報保護に関する法律に基づく行政上の対応について（案）
（破産者等の個人データを違法に提供している事業者に対する命令について）

令和4年3月23日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、本日、多数の破産者（破産手続開始決定を受けた者）等の個人データをウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）で違法に提供している事業者（以下「本件事業者」という。）に対し、下記のとおり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第42条第2項に基づき、本件ウェブサイトを通じた個人データの第三者への提供を停止等するよう命令（以下「本件命令」という。）を行いました。

記

1. 命令の原因となる事実

本件事業者は、破産手続開始決定その他法的倒産手続の公告として官報に掲載された破産者等の個人情報をデータベース化した上、あらかじめ本人の同意を得ないで、同データベースを本件ウェブサイトに掲載して自己以外の者が利用可能な状態に置き、もって第三者に個人データを違法に提供している（個人情報保護法第23条第1項違反）。

本件ウェブサイトでは、不特定多数人に容易に検索できる方法で、多数の破産者等の個人データが継続的に提供されており、これらの者が人格的・財産的な差別的取扱いを受けるおそれがある。

そのため、当委員会は、令和4年2月18日付けで、本件事業者に対し、本件ウェブサイトを停止した上、個人データの第三者提供に際しあらかじめ本人の同意を得ることその他個人情報保護法第23条に従った措置を講じるまでは、本件ウェブサイトを再開してはならない旨の勧告を行ったが、正当な理由なく、当該措置は講じられなかった。

2. 命令概要

- (1) 本件ウェブサイトを通じた個人データの提供を停止すること。
- (2) 本件ウェブサイトを通じた個人データの提供に当たっては、あらかじめ本人の同意を得ることその他個人情報保護法第23条に従った措置を採ること。
- (3) (2)の措置を講じたことを個人情報保護委員会が確認した旨の通知を受領するまでは、本件ウェブサイトを通じた個人データの提供を再開しないこと。

3. 参考事項

本件命令に違反した場合、個人情報保護法第 83 条等に係る罰則の適用を求めて刑事告発することを検討している。

以 上